

福島市議会政務活動費マニュアル 第3版 (P50 挿入)

「3 情報公開について」の前に下記の内容を挿入

3 政務活動費の報告書等の訂正について

(1) 報告書等の訂正の方法

①訂正の届出

訂正の届出は「政務活動費収支報告書等訂正届」(様式17)を提出し、訂正の理由や返還金額などを届け出ることとします。

②政務活動費収支報告書と現金出納簿の訂正

収支報告書と出納簿の訂正は、訂正前と訂正後が判別できるよう、既に提出されていた書面を「見え消し」する方法を用いることとします。また、余白に「訂正年月日」と「訂正者名」を記載し押印することとします。

③証拠書類の訂正

証拠書類の一部訂正は、領収書等添付用紙などに、訂正内容と訂正年月日と訂正者名を記載の上押印し、併せて、「支払証明書」により正しい金額を示すこととします。また、全部訂正の場合も領収書はそのまま添付し、領収書等添付用紙などに、訂正内容と訂正年月日と訂正者名を記載し押印することとします。

④訂正者

訂正者は報告書提出時の「代表者」若しくは「経理責任者」とします。

(2) 訂正した場合の周知について

①市民情報室

市民情報室における閲覧資料は、訂正した報告書等を公開し、訂正届出書の写しを添付します。

②市議会ホームページ

市議会ホームページにおいては、訂正届が提出されたことを記載するとともに、訂正した報告書等を公開し、訂正届出書の写しを掲載します。収支実績についても訂正前と訂正後の収支がわかるように公開します。

これにより、「3 情報公開について」を「4 情報公開について」に変更する。